

○令和五年／デジタル庁／総務省／告示第三十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）

（令和五年八月三十一日）

（／デジタル庁／総務省／告示第三十一号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事 務	情 報
一 令和五年度北海道北見市子育て世帯生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度北見市一般会計補正予算における、北海道北見市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報	令和五年度北海道北見市子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

<p>(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)及び公的給付支給等口座登録簿関係情報(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。)を含む。)の管理に関する事務</p>	
<p>二 令和五年度北海道美唄市特別定額給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度美唄市一般会計補正予算における、北海道美唄市から、地域住民を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法</p>	<p>令和五年度北海道美唄市特別定額給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>

<p>(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。)、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、令和二年度特別定額給付金等(令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。以下同じ。)の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和三年法律第八十五号)第三項第二号に掲げる給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年法律第七十九号)第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。以下同じ。)の支給に関する情報及び令和五年度北海道美唄市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度美唄市一般会計補正予算における、北海道美唄市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	
<p>三 令和五年度新潟県津南町子育て世帯応援特別給付金(原油価格や物価高騰等の影</p>	<p>令和五年度新潟県津南町子育て世帯応援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必</p>

<p>響に鑑み、令和五年度津南町一般会計補正予算における、新潟県津南町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>四 令和五年度福岡県みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度みやこ町一般会計補正予算における、福岡県みやこ町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の実施に関する情報をいう。)、地方税関係情報、令和二年度特別定額給付金等の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>令和五年度福岡県みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>五 別表上欄に掲げる給付(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下「別表給付」という。)の</p>	<p>別表給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>

支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

別表

給付	予算	市町村
一 令和五年度北海道歌志内市低所得世帯臨時特別給付金	令和五年度歌志内市一般会計補正予算	北海道歌志内市
二 令和五年度青森県横浜町電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方給付金	令和五年度横浜町一般会計補正予算	青森県横浜町
三 令和五年度福島県南会津町価格高騰緊急支援給付金	令和五年度南会津町一般会計補正予算	福島県南会津町
四 令和五年度栃木県小山市住民税非課税世帯に対する給付金	令和五年度小山市一般会計補正予算	栃木県小山市
五 令和五年度山梨県西桂町価格高騰重点支援給付金	令和五年度西桂町一般会計補正予算	山梨県西桂町
六 令和五年度長野県大町市非課税世帯等給付金	令和五年度大町市一般会計補正予算	長野県大町市
七 令和五年度長野県山ノ内町価格高騰緊急支援給付金	令和五年度山ノ内町一般会計補正予算	長野県山ノ内町
八 令和五年度静岡県小山町住民税非課税世帯支援給付金	令和五年度小山町一般会計補正予算	静岡県小山町
九 令和五年度愛知県弥富市価格高騰重点支援給付金	令和五年度弥富市一般会計補正予算	愛知県弥富市
十 令和五年度三重県玉城町電力・ガス・	令和五年度玉城町一般会	三重県玉城町

食料品等価格高騰重点支援地方交付金	計補正予算	
十一 令和五年度和歌山県日高川町価格高騰対策支援給付金	令和五年度日高川町一般会計補正予算	和歌山県日高川町
十二 令和五年度島根県安来市電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金	令和五年度安来市一般会計補正予算	島根県安来市
十三 令和五年度香川県三豊市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	令和五年度三豊市一般会計補正予算	香川県三豊市
十四 令和五年度佐賀県大町町新型コロナ・物価高騰対策低所得世帯生活支援金	令和五年度大町町一般会計補正予算	佐賀県大町町